

改正

昭和59年12月22日条例第33号

平成3年10月14日条例第25号

平成4年3月27日条例第29号

平成8年3月28日条例第1号

平成11年3月26日条例第11号

平成20年9月24日条例第23号

平成24年12月26日条例第28号

平成27年3月31日条例第17号

平成29年3月28日条例第4号

国立市交通安全対策審議会設置条例

国立市交通安全対策審議会設置条例（昭和37年10月条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市民を交通事故、交通公害から防衛するため市民生活、交通事情及び社会的条件の変化に即した道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止対策の強化を図ることを目的とする。

（設置および所掌事務）

第2条 前条の目的を達成するため、市長の附属機関として国立市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査、審査および答申または建議を行なう。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員19人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）立川国立地区交通安全協会の代表者
- （3）市内小中学校、幼稚園または保育園の関係者
- （4）市内交通事業者の代表者
- （5）道路管理者の職員
- （6）警視庁立川警察署および東京消防庁立川消防署の職員

- (7) 公募により選出された市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、関係団体等の代表者等
(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱または任命された要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失う。
(特別委員)

第5条 第3条に定めるもののほか、特別の事項の審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱する。
- 3 特別委員の任期は、当該特別の事項の審議が終了するまでとする。
(会長、副会長の選任および権限)

第6条 審議会に会長および副会長をおく。

- 2 会長および副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
(招集)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、開催の場所、日時および会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員および議案に関係ある特別委員に通知しなければならない。
(定足数および表決)

第8条 審議会は、委員および議案に関係ある特別委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は出席した委員および議案に関係ある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(専門部会)

第9条 審議会は、必要に応じ専門事項を調査審議するため専門部会をおくことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員および議案に関係ある特別委員をもつて組織する。
(意見聴取)

第10条 審議会および専門部会は、必要に応じ広く市民の意見を聴くため、一般市民ならびに審議に関係ある者の意見を聴取することができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年12月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年10月14日条例第25号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月27日条例第29号)

この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行し、公布日以降新たに委嘱又は任命される委員（公布日において委員である者の補欠となる委員を除く。）について適用する。

付 則 (平成8年3月28日条例第1号抄)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月26日条例第11号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に、国立市交通安全対策審議会委員として委嘱されている市議会議員については、改正後の国立市交通安全対策審議会設置条例第3条の規定にかかわらず、当該市議会議員の議員の任期が満了するまでの間においては、なお従前の例による。

付 則 (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により委嘱又は任命された国立市交通安全対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同日における改正前の第3条の規定により委嘱又は任命された国立市交通安全対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第63号中「交通安全対策審議会委員」を「交通安全対策審議会委員(特別委員を含む)」に改める。

付 則 (平成29年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。(後略)